

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和8年5月19日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月
高松東南部土地改良区	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（農道事業）	上沖2地区	令和8年3月19日
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	中沖地区	令和8年2月4日
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	助成地区	令和8年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	宝地2地区	令和8年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	西門地区	令和8年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	松ノ木2地区	令和8年3月19日
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	中沖2地区	令和8年3月19日
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	浦谷池地区	令和7年12月8日
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	牛田池地区	令和7年12月8日